

# 平成 31 年第 1 回芸西村議会「定例会」議事日程

平成 31 年 3 月 8 日

日程第 1 会議録署名議員の指名

日程第 2 会期の決定

日程第 3 議案の一括上程（提案理由の説明）

議案第 1 号 平成 30 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 3 号）の承認について

議案第 2 号 芸西村債権管理条例

議案第 3 号 村長の専決処分事項の指定についての一部改正

議案第 4 号 芸西村山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例

議案第 5 号 職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例

議案第 6 号 芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例

議案第 7 号 非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例

議案第 8 号 芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例

議案第 9 号 平成 30 年度芸西村一般会計補正予算（第 5 号）

議案第 10 号 平成 30 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 11 号 平成 30 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 12 号 平成 30 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算（第 2 号）

議案第 13 号 平成 30 年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 14 号 平成 30 年度芸西村下水道事業特別会計補正予算（第 3 号）

議案第 15 号 平成 31 年度芸西村一般会計予算

議案第 16 号 平成 31 年度芸西村代替輸送事業特別会計予算

議案第 17 号 平成 31 年度芸西村国民健康保険特別会計予算

議案第 18 号 平成 31 年度芸西村介護保険事業特別会計予算

議案第 19 号 平成 31 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算

議案第 20 号 平成 31 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算

議案第 21 号 平成 31 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算

議案第 22 号 平成 31 年度芸西村下水道事業特別会計予算

日程第 4 議案第 1 号 平成 30 年度芸西村一般会計補正予算（専決第 3 号）の承認について

招集年月日 平成31年3月8日

招集の場所 芸西村役場議場

開会時間 午前8時59分

応招議員

番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠	番号	氏名	出欠
1	岡村 俊彰	○	2	岡村 興樹	○	3	伊藤 宏	○
4	仙頭 一貴	○	5	宮崎 義明	○	6	安芸友 幸	○
7	小松 康人	○	8	池田 廣	○	9	松坂 充容	○
10	竹内 英樹	○						

地方自治法第121条の規定により、説明のため出席した者の職・氏名

職員	氏名	職員	氏名	職員	氏名
村長	溝渕 孝	副村長	池本 尚彦	教育長	池田 美延
監査委員	大野 美智子	総務課長	都築 仁	会計管理者	筒井 義明
健康福祉課長	山本 裕崇	産業振興課長	岡村 昭	土木環境課長	松本 巧
企画振興課長	恒石 浩良	教育次長	佐藤 大輔	総務課長補佐	長崎 寛司
健康福祉課長補佐	池田 加奈	産業振興課長補佐	吉永 卓史	土木環境課長補佐	池田 豪
企画振興課長補佐	藤川 薫				

職務として出席した者の職・氏名

議会事務局長	荒井 祐輔
--------	-------

## 【 議事の経過 】

平成 31 年 3 月 8 日（金）

〔 8 : 59 開会 〕

### 《開会》

○ 竹内 英樹 議長

ただいまの出席議員は 10 名です。定足数に達しておりますので、平成 31 年第 1 回芸西村議会定例会を開会します。

本日の会議を開きます。本日の議事日程は、お手元に配付のとおりです。

### 《諸般の報告》

○ 竹内 英樹 議長

日程に入る前に、諸般の報告をします。監査委員から平成 30 年度芸西村定期監査報告書並びに 11 月、12 月、1 月の例月出納検査の結果報告が提出されています。また、芸西村議会会議規則第 129 条第 1 項の規定による、議員派遣について、派遣議員からの報告書が、お手元に配布のとおり提出されています。なお、総務常任委員会・経済建設常任委員会合同視察研修への派遣は、緊急を要したため、議長において決定しました。

以上をもって、諸般の報告を終わります。

### 《日程第 1》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 1、会議録署名議員の指名を行います。本定例会の会議録署名議員は、会議規則第 127 条の規定により、本定例会を通じて、7 番小松康人君、8 番池田廣君を指名します。

### 《日程第 2》

○ 竹内 英樹 議長

日程第 2、会期の決定を議題にします。本定例会の会期につきましては、過日、議会運営委員会を開催し、協議をいたしております。この際、議会運営委員長の報告を求めます。議会運営委員長小松康人君。

○ 小松 康人 議員

おはようございます。議会運営委員会報告をいたします。去る、3 月 5 日に本定例会の会期につきまして、協議をいたしました結果、お手元に配付してあります、会期及び審議予定表のとおり、本日 3 月 8 日から 15 日までの 8 日間とするものです。まず、本日は村長提出の議案第 1 号から第 22 号を一括上程いたしまして、提案理由の説明を受けることにいたします。その後、議案第 1 号の審議・採決を行っていただきます。9 日から 13 日までは議案精査のため休会とします。14 日は一般質問を行っていただきます。そして 15 日は、議案第 2 号から第 22 号までの審議・採決、並びに議員提出議案の審議・採決を行っていただきます。以上が、本定例会の会期日程でございます。本定例会の円滑な運営をお願いして、議会運営委員会の報告といたします。よろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、議会運営委員長の報告を終わります。

お諮りします。会期は、議会運営委員長の報告のとおり、本日から 3 月 15 日までの 8 日間をしたいと思っております。これにご異議ありませんか。〔異議なし〕の声

異議なしと認めます。従って、会期は本日から 3 月 15 日までの 8 日間に決定しました。

## 《施政方針の表明並びに提案理由の概略説明》

### ○ 竹内 英樹 議長

村長より、施政方針の表明並びに提案理由の概略説明の申し出があります。これを許します。溝渕村長。

### ○ 溝渕 孝 村長

おはようございます。本日、議員の皆さま方のご出席を賜り、平成 31 年 3 月議会定例会が開会できますことを、厚くお礼申し上げます。

まず提案に先立ち、平成 31 年度の施政方針並びに事務・事業の執行状況等、諸般の報告をいたします。

1 月、政府が発表いたしました月例経済報告によりますと、景気は緩やかに回復していると、前月の発表を据え置いた表現となっており、経済再生担当大臣は「平成 14 年 12 月から始まった現在の景気拡大期間が 73 カ月に達し、戦後最大の『いざなぎ景気』に並んだ可能性が高い」との発言がございました。

なお、お手元の原稿にはございませんが、この景気拡大につきましては、本日の高知新聞にもありましたが、今後改めて検証が行われる可能性があるとの報道もございます。続けます。

しかしながら、全国に先駆けて加速度的に少子高齢化が進む本県、また本村の日常生活からは、そのような景況感を得られることはほとんどないというのが偽らざる実感でございます。

東京一極集中が続く中、地方のそれぞれの自治体においては、定住対策や福祉・教育政策等の充実によって、ますます進む人口減少の、小さなパイを奪い合うような地域間競争を強いられており、本来あるべき地域活性化に結び付くような、抜本的で明確な解決策がなかなか見いだせないのが、地方自治体が直面する現状であると感じています。

人口減少が地方の生活に与える影響は計り知れないものがあり、小売業、飲食業、医療機関等の生活関連サービスの縮小、高齢化や医療費の増大に伴い歳入が減少する中で、高度成長期につくられた公共施設や道路・橋梁、上下水道などのインフラの老朽化への対応、民間事業者においては採算ベースの運営が困難になることによる地域公共交通や各種事業の縮小、空き家、耕作放棄地の増加問題等、一部の課題を挙げるだけでも悲観的な傾向が目立ちます。

しかしながら、本村は、こうした状況下にあっても決して閉塞的な思考に陥ることなく、温暖で、高知市や空港にも近いといった地理的好条件を生かし、子育てをしたい、仕事をしたい、また本村に居を構えて通勤したい、といった選択をしていただけるよう、これまで積み重ねてきた各種施策の充実・強化を図りながら、限られた財源を、新たな取り組みなどにも効果的に投入し、着実にその成果を出していかなければなりません。また、平成 31 年度は、年度開始間もなくして新元号に変わります。新たな時代のスタートに当たり、今一度気を引き締めて行財政運営に取り組んでまいります。つきましては、議員の皆さま方には、今後一層のお力添えを賜りますよう、改めまして心からのお願いを申し上げます。

昨今の厳しい財政事情の中、また限りある財源の中、例年に増して大変困難な調整作業となりましたが、予算要求原案の緊急度、優先度を考慮しながら、平成 31 年度当初予算案を編成いたしました。

まず、行財政の状況ですが、平成 29 年度決算公表の財政状況については、地方公共団体の財政の健全化に関する法律による 4 つの財政指標のうち、標準的な収入に対する借金返済額の比率を表す、実質公債費比率については 7.5%で、平成 28 年度より 0.5 ポイント改善しております。平成 30 年度は 7.4%と試算しておりますが、県内平均 6.4%よりも悪くなっております。今後控えている施設更新等により、起債償還が順次発生し、厳しい財政運営が予想されるため、より一層の歳出削減と効率的な行政運営に努めてまいります。

次に、予算編成です。平成 31 年度当初予算額は、34 億 6000 万円で、対前年比 2 億 6300 万円、8.2%増となっております。また、本村が大きく依存している地方交付税は、総務省から公表された平成 31 年度地方財政計画において、対前年比 1.1%増となっており、芸西村でも増が見込まれるところです。

起債については、公営住宅建設事業、非構造部材耐震事業等で 3 億 1900 万円を見込んでおり、対前年 1 億 8000 万円、133.0%の増額となっております。今後も計画的な事業実施や、国・県の補助金など有利な財源を確保し、財政指標を注視しながら、財政健全化に向けた後年度負担の軽減に努めてまいります。

補正予算の主な事業としまして、国の平成 30 年度補正予算に対応して、歳入歳出で中山間地域所得向上支

援事業、プレミアム付商品券発行関連経費を計上し、確定したその他の事業費を減額しております。

機構・人事ですが、本年4月の新規採用職員は、退職職員の補充や平成31年度から3年間、高知県後期高齢者医療広域連合への職員派遣もあることから、一般事務、保育士をそれぞれ採用予定です。また、平成32年度から始まる会計年度任用職員制度や住民ニーズの多様化、業務量の増加や職員派遣なども考慮しながら、村の職員定員適正化計画の見直しも検討していかねばならないと考えております。

次に、税務ですが、昨年準備しておりました村税のコンビニ納付については、本年1月から利用を開始しました。今後は広報誌や納税通知を利用して納税者の皆さまへの周知を行い、利便性向上とさらなる徴収率の上昇に取り組んでまいります。

ふるさと納税については、2月末時点で件数、寄附額ともに昨年度の実績を上回り、寄附額は5億円を超えました。国は現在、全国的な返礼品競争の過熱を受け、抜本的な制度見直しを進めているところです。このような中、法改正前の駆け込み寄附を募る自治体などもあり、制度を巡っては一層混迷の度合いを深めている状況で、国によるさらなる制度の熟成が望まれております。

選挙関係につきましては、12月10日に高知県選挙管理委員会濱口氏を講師に招き、中学校全校生徒を対象とした選挙出前授業を開催しております。本年4月7日には、任期満了に伴う県議会議員選挙が執行される予定ですので、準備を進めているところです。また、7月には参議院議員選挙、11月には県知事選挙が予定されておりますので、必要な予算を計上しております。

電算業務ですが、庁内の税・住基等基幹システムは、現システムの利用期間が8月で満了するため、9月から新システムでの利用契約を締結する必要があり、更新に必要な予算を計上しております。

その他では、本議会へ提案しております債権管理条例につきましては、4月から税外債権である、水道使用料、住宅等使用料、住宅新築資金貸付金、災害復旧支援資金貸付金などを租税債権管理機構へ徴収移管することに伴い、強制徴収できない債権の適正管理のために、新たな条例を制定するものです。

これまで税外債権については、回収できる見込みがないにもかかわらず、債務者の意思を確認しなければ、時効消滅させることができず管理し続けている状況や、死亡により相続人がいない場合などでも、債権を放棄するために、その都度議会の議決が必要となっておりますが、この条例施行後は、役場内で滞納者に関する情報共有を可能とし、債権処分の手続きを簡易にすることで、迅速な債権管理・滞納整理が可能となるものです。

併せて、村長が専決処分できる事項に、金額100万円以下の訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関すること、また村営住宅等の家賃等の請求及び明け渡しの請求に関する訴えの提起、和解、調停及び仲裁に関することを追加しております。

いずれにおきましても、税外債権の管理については長年の課題でもあり、全額回収することが基本的な方針ではありますが、滞納者の状況も年々変化していく中で、どうしても払えない、払う意思はあっても資力が不足しているなどの状況になってしまう場合は当然あり得ることですので、そうなってしまった場合に延々と催促していくことよりも、早い段階で滞納者の状況に応じた滞納整理を行うことで、村の債権全体の適正管理を行ってまいりたいと考えております。

次に、地域振興ですが、10月の消費税率引き上げに伴い、低所得者・子育て世帯の消費に与える影響を緩和するとともに、地域における消費を喚起・下支えする目的として、本村でもプレミアム付商品券の発行を行います。対象となるのは、住民税が非課税となる方と、3歳未満の子どもがいる世帯の世帯主となっております。最大2万5000円分の買い物が可能な商品券を、2万円で購入できる内容となっております。必要となる経費を予算計上するとともに、10月からの利用開始に向け、準備を進めてまいります。

れんけいこうち広域都市圏は、4月より事業への取り組みを行い、インバウンド観光推進事業として、3月末に高知市内への観光案内所の開設を予定しており、本村への外国人観光客の増加も期待されるところです。

集落活動センター事業では、サトウキビから製糖した黒糖の販売が好調で、年内に完売となりました。また、シキビ園についても、新たに圃場を整備し、約500本の苗木を今月中に植え付けする準備を進めております。来年度は、現在の竹害整備の受託事業、シキビ・サトウキビの生産販売事業の他、地域の持つ課題解消に向けた取り組みを検討していくことといたします。また、これまで取り組んでまいりました商品開発については、アドバイザー等の意見も取り入れ、市場ニーズに合った商品の磨き上げと外商活動に取り組んでまいります。

観光振興については、志国高知幕末維新博は1月31日に終了し、2月1日からは「リョーマの休日～自然&体験観光キャンペーン～」がスタートしました。プロギアレディスカップは3月15日から17日までの3日間、土佐カントリークラブにて開催されます。げいせい桜まつりは、開花予報を受け、見ごろとなる予定の3月31日に桜ヶ丘公園にて開催いたします。

統計ですが、来年度の統計調査は、工業統計、経済センサス（基礎調査）、農林業センサスの3調査を実施します。

次に、住民福祉・保健衛生です。本年度は子育て支援策として、福祉、教育、保健など各関係機関の連携を強化し、乳幼児期から学齢期において、必要な支援が継続して受けられるような体制の構築に取り組みました。また、妊娠期からの切れ目ない支援として、母子手帳発行時の面談や妊婦全戸訪問、出産後には新生児訪問をすることにより、育児不安などを相談しやすい体制づくりに努めています。

健康対策では、村の課題でもあります生活習慣病への取り組みとして、糖尿病や慢性腎臓病をテーマにした、料理・運動などを取り入れた予防教室の開催や、専門職による個別訪問指導を行いました。生活習慣病の影響により、脳血管疾患、心臓疾患など、より重篤な疾患へとつながるケースもあることから、来年度も継続した取り組みを行います。

本年度から新たに取り組んだ大腸がん郵送検診は、10名の申し込みがあり、受診率の向上につながりました。来年度の新規事業としまして、胃内視鏡検査、成人歯科健診、風疹予防接種、児童インフルエンザ予防接種事業に取り組み、健康の保持増進を図ります。

胃内視鏡検査については、胃がん検診方法として国においても推奨されており、村民にとりましても検診方法の選択肢が増えるとともに、早期発見に効果が見込めることから、検査費用の一部を公費負担し、がん検診の受診率向上に取り組みます。

成人歯科健診については、歯周病が糖尿病や心臓血管疾患などを引き起こす可能性も報告されていることから、成人の定期歯科健診の費用を公費負担し、歯周病予防対策に取り組みます。

風疹予防接種については、予防接種法施行令の一部改正に伴い、公的な予防接種機会が一度もなかった、昭和37年4月2日から昭和54年4月1日に生まれた抗体保有率が低い年代の男性に対し、公費負担で抗体検査及び予防接種を実施し、重症化予防並びに感染予防に取り組みます。

児童インフルエンザ予防接種については、1歳から18歳までのインフルエンザ予防接種を受けた者に対して接種費用の一部を助成し、感染拡大防止及び重症化予防を図るとともに、経済的負担の軽減、子育て支援の推進を図ります。

次に、地籍調査ですが、地籍調査は、平成29年度調査区の閲覧を2月19日から3月10日までの20日間実施しております。また、昨年9月に報告いたしました平成26年度調査区に引き続き、平成27年度調査区についても、国の認証を得て12月中旬に高知地方務局安芸支局に提出しております。来年度の調査は、津野地区の0.17平方キロメートル、山間部は久重の一部1.13平方キロメートルを実施予定で、県に対し要望しております。

移住促進では、宅地分譲地として本年度に計画しておりました馬ノ上王子芝に代わり、現在、北芝団地の建て替え用地として計画しております場所周辺を候補地として、作業を進めておまして、土地購入費用や測量設計など関係費用を計上しております。村内に6軒目となる移住促進住宅においては、現在、浜浦地区で改修工事を進めており、3月末完成の予定です。

次に、農業振興では、園芸用ハウス整備事業につきまして、来年度も本年度と同等件数分を予算計上しております。村負担分について過疎債等での措置がない中で、単独での財源確保は財政的に大変厳しい状況ではありますが、規模拡大や高度化を待ち望む農家が依然として数多く、この待機者の解消に向けて取り組みを進めます。本年度で区切りの予定でありました環境制御技術普及促進事業につきましては、県は来年度も継続することになり、農家所得の向上のきっかけとなるよう、本村も引き続き支援するための予算を計上しております。新規就農者確保支援対策としまして、これまでの研修支援制度に加え、親元で就農し研修する農家子弟の支援を予定しており、後継者対策にも取り組みます。また、独立自営している新規就農者の経営支援につきましても、引き続き取り組んでまいります。さらに新規就農者の確保については、関係機関との協力のもと移住促進事業と複合し、県内外での就農相談会などに参加し、村の魅力を発信しながら担い手の確保に努めてまいります。

林業・水産・商工関連ですが、4月から施行される森林経営管理法に関連し、個人所有の未整備林の集約

可能と判断される場所の選定と、それに伴う所有者や相続人の調査を行う予定であります。

松くい虫防除対策においては、これまで行ってきた薬剤注入や薬剤散布の効果もあり、年々伐倒本数が減少しているため来年度予算は駆除、処理費を減額しておりますが、これからも現場の状況等を注視しながら、美しい松林の保全に努めてまいります。

有害鳥獣対策は年々捕獲数が増加していることや、有害鳥獣の対象となる小動物が加わったことから、予算を増額しております。

水産関連では、例年同様ヒラメの稚魚放流の他、漁場廃棄物除去事業では県が単独事業で行ってきた補助制度を取りやめ、国の補助制度に乗り換えることになりました。新たに必須条件が加わることを、漁業者と協議しました結果、国の制度に対応できないとのことであり、漁業者支援として村単独事業として取り組むようにしております。

商工関連では、地球環境にやさしい買い物を勧める消費者向けパンフレットを購入し、啓発に取り組みます。また、村商工会への運営補助や経営改善資金利子補給による事業者の経営支援を行います。

住宅につきましては、公営住宅の建て替え用地として購入を計画している土地については、間もなく農用地区域除外の認可が下りる予定であります。認可後は地目を農地から宅地へ転用し、その後購入する運びとなります。来年度には、造成工事や住宅設計費用など関連予算を計上し、事業を進めてまいります。

村が管理する公営住宅は改良住宅を含め、古くは昭和 56 年度を筆頭に現在 131 戸あります。近年、年数がたつとともに維持管理費がかさんでいることから、平年ベースより修繕費を増額して計上しております。

土木については、本年度の事業では、村道橋ノ本線沿いの江渡川の底張工事、高規格道路芸西東インターチェンジ北側の村道笠松線の改良工事が完成しました。

瓜生谷地区のパイプライン工事につきましても、間もなく完成の見込みとなっております。

村道と食馬ノ上線拡幅工事は、関係機関との施工協議が整いまして、2月20日より現場での工事に着手しております。順調に進みますと6月末の完成を予定しており、完成後は利便性と安全性が向上するものと期待しております。

また、12月の補正予算に計上いたしました、高規格道路周辺整備事業のコモ谷川改修工事と、西分山地災害防止事業の法面復旧工事の発注も行いまして、繰越事業での施工を予定しております。

補正予算には、中山間地域所得向上支援事業の国の平成30年度補正事業に、瓜生谷パイプラインの未施工部分と、老朽化が進んでいる水利組合管理の用水路改修工事の要望を挙げておりまして、必要な予算を計上しております。

来年度の道路事業では、継続事業となる村道吉野線法面改修工事、村道笠松線改良工事、江渡川の底張工事、道路橋の補修補強工事の他、高規格道路周辺整備関連事業として、芸西西インターチェンジ東の国道から長谷地区へ入る江尻橋の拡幅と、12月に路線認定した松原の村道西井ノ本線の設計を予定しております。

県事業関係では、和食ダムは2月より左岸の本格的な再掘削が始まっており、完了までには数年かかる見込みと聞いております。建設途中の再掘削という前例のない工事が、安全に進むことを願っております。

村の長年の課題であります和食川導流堤への対応につきましては、現在、閉塞時の解決策として排水ポンプの設置や配管の新設工事が行われておりますので、完成後は砂の除去の効果的な運用について検証を行ってまいります。また、昨年11月の県への要望項目の一つであります、閉塞問題の現状把握と課題解決に向けた、関係者を交えた検討の場の開催についても、実施に向けて取り組んでまいります。

国の高規格道路整備事業では、和食西地区と西分地区の用地交渉に秋ごろには着手する予定のようです。村としましても周辺整備事業の推進や園芸用ハウス整備事業の予算措置など、公的な支援ができる部分につきましては、十分協議をしながら進めていきたいと考えております。

環境衛生では、引き続きゴミの再資源化や分別について広報活動を行い、ゴミの減量についての取り組みを進めてまいります。

また、近年問題となっております、不在地主の放棄地や空き家への対応につきましては、適正管理に向けた啓発活動や所有者への連絡など、村としてできる対応策を行うことにより、状況改善に向けた取り組みを進めていきたいと考えております。

次に、消防・防災です。消防関係では、平成29年度からの5年計画で新基準の消防団員用制服の整備を進めており、本年度は18名分を更新しております。1月22日に発生しました、馬ノ上の重機火災については、消防団員の迅速な対応により、延焼被害などもなく鎮火しております。

広報活動においては、2月14日に毎年恒例の消防団初午駅伝が開催され、6チーム総勢約60名が村内を駆け抜けました。また、3月1日には火災予防パレードが実施され、火災予防の広報及び村内の水利点検を行いました。

防災関係では、高知県避難所運営体制加速化事業を活用し、資機材整備事業、村民会館の停電時電源切替システム工事、防災BOX整備工事を契約しており、それぞれ3月中旬に完了予定です。また事業実施中であります、公共施設5カ所の非構造部材耐震化調査業務が完了しましたので、現在、耐震設計業務の発注に向け準備をしております。

避難所運営マニュアル作成委託業務についても素案が完成し、最終の準備委員会に向けて調整中であり、本年度作成する5施設で、平成27年度から実施してまいりました、村内の主要な避難所17施設全てのマニュアルが完成することになりますので、今後はマニュアルの検証に向けた訓練の実施などを検討してまいります。

自主防災組織への資機材整備や、備蓄品購入の補助事業について、西分浜西・和食浜中・浜浦に今月中の納品予定です。

来年度の事業としましては、役場庁舎を含めた公共施設の非構造部材の耐震設計及び耐震化工事、避難所への資機材整備、自主防災組織への補助事業、防災行政無線戸別受信機設置事業等を予定しています。

次に教育です。教育関係では、昨年4月21日から「志国高知幕末維新博第二幕」開幕に合わせまして、文化資料館で、龍馬の妻おりの生涯展を2月24日まで開催し、村内外から延べ4123人の来場がありました。

また、38回目となる地区対抗駅伝大会には、初参加の外国人技能実習生チームを含め、16チーム(96名)が参加し、小雨の中、村内を力走しました。

来年度は就学援助費に、新たにクラブ活動費、生徒会費、PTA会費の3項目を追加し支給することとしています。

小中学生の給食費については、材料費等の高騰により、1人当たり年間1800円程度の値上げが必要なところですが、保護者の負担軽減を考え、不足分は村負担とし、従前の料金で据え置きます。

憩ヶ丘陸上競技場は、照明のLED化と走路の改良工事を実施すべく、日本スポーツ振興センターのスポーツ振興くじ助成金の要望をいたしております。

筒井美術館・文化資料館では、県立美術館収蔵作品の筒井広道里帰り展を4月23日から6月23日まで行う予定です。

次に特別会計です。

まず、国民健康保険では、本年度から県が国保財政運営の責任主体となり、市町村は、保険税の決定や保険給付、保健事業等を行っております。

来年度の保険税につきましては、医療費の増加や国保会計の適正な運用を踏まえ、法定外繰入の増額を行いながら、並行して税率の引き上げを行う必要があると判断し、必要な条例改正を提案しております。

保険給付の受付、特定健診並びに保健事業については、大きな混乱もなくスムーズに制度移行が行っております。引き続き、県や国保連合会など関係機関と連携して、国民健康保険事業の円滑な運営に努めます。高医療費の対策としまして、後発医薬品(ジェネリック医薬品)差額通知や、医療費通知、服薬情報の通知を継続して実施し、医療費の抑制及び適正化を図ってまいります。また、特定健診結果説明会を開催し、健康への意識向上を図り、健診後のフォローに対する取り組みにも力を入れてまいります。

生活習慣病に起因する疾病は、長期化、重症化する傾向にあり、高医療費の要因ともなります。また、疾患患者本人や家族の、体力的、精神的、経済的にも負担が増えることから、保健師等による早期介入事業を継続して行っております。

介護保険事業では、要介護認定者数は平成29年度から増加傾向にあり、施設サービスや居宅介護予防サービス等において利用者が増加しています。本年度は、第7期介護保険事業計画の1年目となりますが、施設サービスについては、見込みを上回る給付費で推移しています。

今後さらに進む高齢化社会に備えて、健やかに暮らせる安全で安心なむらづくりを推進し、地域包括支援センターや各ふれあいセンターと連携して、介護予防事業を行うとともに、住民や関係団体等と連携して、地域全体で高齢者の生活を支える環境づくりに取り組んでまいります。

後期高齢者医療事業につきましては、高齢者が健康を維持できるよう、5月までには健康診査の対象者全

員に受診券の事前配布を行ったこともあり、受診率の向上が見られています。健康年齢の引き上げ、医療費抑制、削減のためにも、疾病の早期発見早期治療を目的に受診率の向上に取り組むとともに、後期高齢者医療広域連合と連携して事業の円滑な運営に努めます。

上下水道ですが、簡易水道事業では、昨年の秋から冬にかけて降雨がほとんどない状況が続き、水源地の取水井戸の水位が低下しました。一定の水位を下回るとポンプが停止し、取水できなくなるため、水位を維持するためにも、節水と呼び掛ける放送やチラシを全戸配布する事態となり、大変ご心配をお掛けしました。その後、何度か降雨があったことにより時間断水までには至ってはおりませんが、降雨に関しましては自然現象のため、対応策がないのが現状であります。皆さまの節水対策へのご理解、ご協力に心から感謝を申し上げます。

来年度の水道事業では、北組と長谷寄の下水道工事で、更新されていない部分の老朽管布設替工事を予定しています。また、水道料金の徴収対策といたしましては、大口滞納者の債権管理機構への移管も予定しておりまして、村からの納付相談や電話催告等も強化し、重点的に取り組んでいきたいと考えております。

下水道事業では、本年度で猫谷地区の布設工事も完了いたしますので、当面の計画区域での面的整備が終了となります。来年度は、浄化センター維持管理委託の更新年となりますので、管理業者とも連携して適切な施設の維持管理に努めていきたいと考えております。また、下水道加入率につきましては、1月末で75.3%となっておりますが、引き続き加入率の向上に取り組んでまいります。

住宅新築資金ですが、これまで住宅新築資金貸付金の徴収については、督促や個別面談など納付相談を繰り返し行い、収入未済額も年々減少しておりますが、中には借受人本人の死亡や収入が著しく低く、また連帯保証人も同様といった場合などは、国・県の償還推進助成金が受けられる制度があり、今回この制度に該当となるケースが生じているため、関連予算を来年度予算に盛り込み、1件申請することにしております。

代替会計ですが、代替バスの運行については、昨年実施した公共交通機関(村営バス)に関する住民意識調査での意向をもとに、3月より新たな地域公共交通路線の実証運行に移行いたしております。1年間の実証運行期間中には、利用者や地域の皆さまのご意見を取り入れ、来年3月からの本運行に向け、より良い地域公共交通路線としての運行を目指してまいります。

今議会に提案いたしました議案は、条例6件、補正予算7件、当初予算8件、その他1件の合計22件でございます。詳細につきましては、担当課長等に説明させますので、ご審議の上、適切なご決定を賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長

以上で、村長の施政方針の表明並びに提案理由の概略説明を終わります。

### 《日程第3》

○ 竹内 英樹 議長

日程第3、議案第1号から議案第22号までを一括上程します。議案順に順次説明を求めます。都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

おはようございます。それでは、議案第1号を説明します。平成30年度芸西村一般会計補正予算(専決第3号)の承認について、地方自治法第179条第1項の規定により、別紙のとおり専決処分したので、同条第3項の規定によりこれを報告し、承認を求めます。

1ページをお願いします。(1pを読み上げて説明)

6ページをお願いします。(6～9pを読み上げて説明)

今回の専決補正予算は、ふるさと納税寄附金が予想より増加しているため、返礼品代や基金への積立金を増額するものです。

続きまして、議案第2号芸西村債権管理条例について説明します。本条例は、村が管理している税外債権の適正な管理のために必要な条例です。現状では税外債権について、債務者の意思を確認しない限り、時効消滅させることができず、債務者が死亡し相続人がいない場合や、支払い能力がないなど、回収見込みがな

い債権も不納欠損ができず、管理し続けなければならない現状にあります。また、平成31年度から租税債権管理機構へ税外債権を徴収移管する場合にも、あらかじめ村の債権全体に関して、整理しておく必要もあります。本条例を制定することで、条例第6条で滞納者に関する情報を税部門以外でも利用することが明示され、再度の調査の必要がなくなること、7条から9条で督促、滞納処分を義務化し、12条で徴収停止の基準を定め、14条と15条で債権を免除放棄し、不納欠損処分ができることとしており、債権処分の手続きを簡易にすることで、迅速な債権管理、滞納整理を進めるための条例となっております。

議案第3号村長の専決処分事項の指定についての一部改正についてを説明します。本議案は、地方自治法180条第1項の規定により、村長において専決処分することができる事項を定めるもので、昭和54年12月3日議決いただきました指定事項の一部改正となります。今回追加で指定する事項は、一つは、金額100万円以下の訴えの提起、和解及び調停に関すること。もう一つは、村営住宅等の家賃等についての支払い及び明け渡し請求に関する訴えの提起、和解及び調停に関することであります。現状では、訴えを起こすに当たっては、事前に議会の議決が必要ですが、一定額以下の債権及び住宅の明け渡し請求等において、手続きを緩和して、効率的かつ迅速に滞納整理を進めることができるようにするためのものです。

議案第4号芸西村山の家の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを説明します。本改正は、これまで行ってきておりました山の家での宿泊業務については、旅館業法の営業許可が必要ということが判明いたしました。現状ではその営業許可を取るための設備が整っておらず、また利用状況や費用対効果の面からも、設備を整備する必要性などを検討した結果、今後宿泊業務は行わないこととしましたので、そのための条例改正となります。

議案第5号職員の勤務時間、休暇等に関する条例の一部を改正する条例についてを説明します。本改正は、民間労働法制において、長時間労働の是正のための措置として、働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律により、罰則付きの時間外労働の上限規制などが本年4月から施行されることになり、国家公務員においても、超過勤務命令を行うことができる上限を人事院規則で定める措置を講じるとされており、地方公務員においても同様の改正を行うものです。なお、細かい規定につきましては、人事院規則等に基づき、別途村の規則で定めることとしております。

議案第6号芸西村国民健康保険税条例の一部を改正する条例について説明します。国保税の税率改定については、平成30年度にも資産割の廃止や医療費の増加などの理由から改定したところですが、平成31年度においても、県から示された国保事業納付金の増加などの要因により、税率改定の必要が出てきました。改定するのは、医療分の所得割を8.1%から8.5%へ、均等割を2万3000円から2万5000円へ、後期分の均等割を7000円から8000円とし、所得割にして0.4%、均等割の合計を3000円引き上げるものとなっております。被保険者の皆さまには、例年の負担増をお願いすることになりますが、ご理解ご協力をお願いします。

○ 竹内 英樹 議長  
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長

おはようございます。議案第7号をご説明します。非常勤の特別職の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例。これまでの、農業委員会会長、委員、農地利用最適化推進委員が、現在の定例会や各種研修会に出席した日当とは別に、担い手への農地の集積や集約化、耕作放棄地の発生防止や解消、新規就農促進など、日々の活動記録簿に記載された日数を基に、活動費用を実績に応じて支払うものがあります。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第8号芸西村簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例について説明をいたします。今回の条例改正は、学校教育法の改正によりまして、本年4月から専門職大学が創設されることに伴い、芸西村簡易水道事業給水条例において定められている敷設工事監督者と水道技術管理者の資格基準に、専門職大学の前期課

程を修了した者という規定を新たに追加するものであります。専門職大学の教育課程につきましては、前期課程と後期課程に分けることができるとされておりまして、前期課程、後期課程ともに修了した者は、大学の卒業者の扱いとなります。一方、前期課程のみの修了者につきましては、短期大学の卒業者と同等の教育水準が達成されているものの、現行の芸西村簡易水道事業給水条例での規定がないため、専門職大学の前期課程修了者を短期大学の卒業者と同等の資格要件となるように、改正を行うものであります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第9号平成30年度芸西村一般会計補正予算(第5号)を説明します。

1ページをお願いします。(1pを通読)

8ページをお願いします。(8pを読み上げて説明)

9ページです。(9pを読み上げて説明)

10ページをお願いします。歳入です。

(10p～19pを読み上げて説明)

(20p) 基金繰入金1億2075万3千円減。これは、支出がほぼ確定したので、減額をしているものです。

(21p～22pを読み上げて説明)

続きまして、歳出です。

(23p) 議会費21万8千円減。

(23p) 議会広報費10万3千円減。

(24p) 一般管理費70万7千円減。

(24p) 財産管理費222万8千円減。登記費用の減額が主なものです。

(25p) 海水プール管理費10万円減。

(25p) 諸費25万8千円減。

(25p) 電子計算費123万円減。保守料の入札減が主なものです。

(25p) 税務総務費382万6千円減。システムの仕様変更及び入札減によるものです。

(25p) 賦課徴収費14万円減。

(25p) 地籍調査費80万円減。

(26p) 監査委員費15万7千円減。

(26p) 企画費529万7千円減。入札減等により、事業費が確定したものを減額しております。

(28p) 社会福祉総務費941万6千円減。医療費等決算見込みによる減額です。

(28p) 老人福祉費500万8千円減。負担金や繰出金の見込みにより減額するものです。

(28p) 児童福祉総務費152万3千円減。児童手当の支給見込みにより減額しております。

(29p) 児童福祉施設費69万3千円減。

(30p) 保健衛生総務費238万5千円減。臨時賃金等の減額です。

(30p) 環境衛生費690万円減。負担金確定による減額です。

(30p) 塵芥処理費は財源内訳の変更のみです。

(30p) し尿処理費33万2千円減。

(31p) 農業委員会費50万円減。

(31p) 農業振興費1902万2千円減。事業費確定による補助金の減額です。

(31p) 農地費3075万1千円増。瓜生谷パイプライン等の工事費の追加と、事業費確定による補助金の減額です。

(31p) 林業振興費296万6千円減。事業確定による減額です。

(32p) 水産総務費25万円減。

(33p) 土木総務費57万円減。

(33p) 河川総務費19万5千円減。

- (33 p) 公営住宅建設費 3541 万 4 千円減。事業実施箇所を再選定することとなったため減額しております。
- (33 p) 一般住宅管理費 1369 万 6 千円減。国及び県の補助事業の交付決定により減額しております。
- (34 p) 公共下水道費 170 万円減。下水道繰出金を減額しております。
- (35 p) 非常備消防費 43 万 8 千円減。
- (35 p) 消防施設費 8 万 6 千円減。
- (35 p) 水防費 35 万 3 千円減。
- (35 p) 災害対策費 205 万 3 千円減。補助金の確定による減額です。
- (37 p) 事務局費 9 万 4 千円減。
- (37 p) 学校管理費 20 万円減。
- (37 p) 教育振興費 141 万 5 千円減。特別支援員の賃金の減額が主なものです。
- (37 p) 学校管理費 20 万円減。
- (37 p) 教育振興費 14 万円減。
- (38 p) 社会教育総務費は財源内訳の変更です。
- (38 p) 社会教育施設費 52 万 3 千円減。
- (38 p) 保健体育総務費 34 万 8 千円減。
- (38 p) 体育施設費 20 万 7 千円減。
- (39 p～40 p を読み上げて説明)

○ 竹内 英樹 議長  
 暫時、休憩します。

〔休憩 10:00〕

○ 竹内 英樹 議長  
 休憩前に引き続き、会議を開きます。  
 山本健康福祉課長。

〔再開 10:10〕

○ 山本 裕崇 健康福祉課長

議案第 10 号を説明します。(平成 30 年度芸西村国民健康保険特別会計補正予算(第 2 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p～8 p を読み上げて説明)

9 ページの 11 款、国民健康保険事業費給付金から、次の 10 ページ 25 款、保健事業費までは、財源内訳の変更となります。

今回の主な補正は、県からの歳入見込みによる減額、歳出では出産育児一時金の減額を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、議案第 11 号を説明します。(平成 30 年度芸西村介護保険事業特別会計補正予算(第 3 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p～12 p を読み上げて説明)

(13 p) 居宅介護サービス給付費、特例居宅介護サービス給付費は財源内訳の変更です。

(13 p) 地域密着型介護サービス給付費 500 万円の減。

(13 p) 特例地域密着型介護サービス給付費は財源内訳の変更です。

(13 p) 施設介護サービス給付費 700 万円の増。

(13 p) 30 目特例施設介護サービス給付費から、18 ページの 25 款 25 項 5 目の高額介護予防サービス相当費までは、財源内訳の変更となります。

(19 p) 介護給付費準備基金積立金 2 万 8 千円の減。

今回の主な補正は、歳入では介護保険料の増額、国・県支払基金からの歳入見込みによる減額、歳入不足による介護基金繰入金を計上しております。歳出では、サービス利用者の増減に伴う保険給付費等計上しております。ご審議のほどよろしくお願いします。

続きまして、議案第 12 号を説明します。(平成 30 年度芸西村後期高齢者医療特別会計補正予算(第 2 号))

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6ページをお願いします。(6 p～8 pを読み上げて説明)

今回の補正は、歳入歳出ともに事務費並びに後期高齢者医療広域連合から通知のありました、保険料軽減に係る繰入金と納付金を計上しております。ご審議のほどよろしくをお願いします。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長

議案第13号について説明をいたします。(平成30年度芸西村簡易水道事業特別会計補正予算(第3号))

1ページをお願いします。(1 pを通読)

6ページをお願いします。(6 p～7 pを読み上げて説明)

8ページをお願いします。(8 p～11 pを読み上げて説明)

今回の補正は、決算見込み額の確定による減額が主なものです。歳入では事業債を減額し、歳出では決算額の確定した工事費、消費税等を減額し、収支差額につきましては施設整備基金への積立金としております。

続きまして、議案第14号について説明いたします。(平成30年度芸西村下水道事業特別会計補正予算(第3号))

1ページをお願いします。(1 pを通読)

6ページをお願いします。(6 p～8 p読み上げて説明)

今回の補正は、決算見込み額の確定による減額が主なものです。歳入では一般会計繰入金と使用料を減額し、歳出では消費税を減額し、不足が見込まれる電気料について増額をしております。ご審議のほどよろしくをお願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長  
都築総務課長。

○ 都築 仁 総務課長

議案第15号平成31年度芸西村一般会計予算を説明します。

1ページをお願いします。(1 pを通読)

12ページをお願いします。(12 pを読み上げて説明)

続いて、歳入です。

(13 p～46 pを読み上げて説明)

続きまして、歳出です

(47 p) 議会費 5037 万 1 千円。議員報酬等の人件費が主なものです。

(48 p) 議会広報費 90 万 7 千円。

(50 p) 一般管理費 1 億 2796 万 7 千円。職員等の人件費の他、代替輸送会計への繰出金が主なものです。

(53 p) 文書広報費 148 万 9 千円。

(53 p) 会計管理費 21 万 5 千円。

(53 p) 財産管理費 3114 万 5 千円。

(54 p) 海水プール管理費 236 万 2 千円

(55 p) 自治振興費 408 万 6 千円。

(56 p) 諸費 394 万 8 千円。

(56 p) 電子計算費 5654 万 4 千円。庁内基幹系システム利用料が主なものです。

(57 p) 税務総務費 2677 万 6 千円。職員の人件費等です。

(59 p) 賦課徴収費 1569 万。租税債権管理機構負担金が主なものです。

(59 p) 戸籍住民基本台帳費 1614 万 7 千円。職員の人件費や、戸籍システム等の利用料が主なものです。

(60 p) 選挙管理委員会費 22 万 6 千円。

(61 p) 参議院議員選挙費 537 万 1 千円。

(61 p) 知事選挙 507 万 4 千円。

- (62 p) 県議会議員選挙費 337 万 1 千円。
- (63 p) 指定統計調査費 94 万 1 千円。
- (63 p) 地籍調査費 6716 万 2 千円。地籍調査測量委託が主なものです。
- (65 p) 監査委員費 94 万 3 千円。
- (65 p) 企画費 2 億 1759 万 8 千円。ふるさと納税や集落活動支援センター、プレミアム付商品券に関する費用が主なものです。
- (68 p) 交通安全対策費 342 万 7 千円。
- (69 p) 人権擁護推進費 48 万 1 千円。
- (69 p) 福祉館費 876 万 7 千円。
- (72 p) 社会福祉総務費 3 億 1927 万 2 千円。人件費他、扶助費、国保会計への繰出金が主なものです。
- (75 p) 老人福祉費 2 億 5400 万 7 千円。ふれあいセンター運営費、後期高齢者医療保険への負担金、介護保険会計への繰出金が主なものです。
- (78 p) 国民年金事務取扱費 3 万 6 千円。
- (78 p) 児童福祉総務費 5274 万 6 千円。これは、児童手当が主なものです。
- (78 p) 母子福祉費 458 万 9 千円。
- (79 p) 児童福祉施設費 1 億 5024 万 9 千円。保育所運営に要する費用です。
- (81 p) 災害救助費 16 万 2 千円。
- (82 p) 保健衛生総務費 3485 万 8 千円。職員の人件費が主なものです。
- (83 p) 予防費 4489 万 3 千円。検診費用や、子どもの医療費助成が主なものです。
- (85 p) 環境衛生費 9565 万円。ごみ処理費用と簡易水道会計への繰出金が主なものです。
- (85 p) 清掃総務費 110 万 5 千円。
- (86 p) 塵芥処理費 3600 万 6 千円。ごみ処理の委託料が主なものです。
- (86 p) し尿処理費 2093 万 9 千円。
- (87 p) 農業委員会費 1384 万 1 千円。農業委員等の報酬が主なものです。
- (88 p) 農業総務費 3005 万 5 千円。職員の人件費です。
- (88 p) 農業振興費 1 億 8556 万 8 千円。レンタルハウス建設補助金、農業関連の補助金が主なものです。
- (90 p) 農地費 2133 万 3 千円。丸塚池耐震工事負担金、地元施行補助金が主なものです。
- (91 p) 地力増進事業費 50 万 1 千円。
- (91 p) 林業振興費 892 万 5 千円。
- (92 p) 水産総務費 114 万 3 千円。
- (93 p) 水産振興費 240 万 3 千円。
- (94 p) 商工振興費 307 万 8 千円。
- (95 p) 土木総務費 3928 万 9 千円。職員の人件費が主なものです。
- (96 p) 道路橋梁維持費 1690 万円。村道維持補修が主なものです。
- (97 p) 道路新設改良費 1 億 3920 万円。村道の改良工事に関する費用です。
- (97 p) 河川総務費 1400 万 1 千円。排水機場管理に要する費用です。
- (98 p) 河川改良費 300 万円。
- (98 p) 住宅維持管理費 511 万 9 千円。
- (99 p) 公営住宅建設費 8796 万 2 千円。公営住宅用地及び宅地造成に関する費用です。
- (99 p) 改良住宅維持管理費 660 万 4 千円。
- (100 p) 一般住宅管理費 5813 万 8 千円。住宅耐震改修等の補助金が主なものです。
- (100 p) 公共下水道費 1 億 4000 万円。下水道会計への繰出金です。
- (101 p) 常備消防費 5631 万 4 千円。安芸消防への救急業務委託料です。
- (101 p) 非常備消防費 2067 万 1 千円。消防団運営に要する費用です。
- (102 p) 消防施設費 166 万 7 千円。
- (103 p) 水防費 40 万 3 千円。
- (103 p) 災害対策費 2 億 3795 万 6 千円。非構造部材耐震改修事業や防災対策に関連する費用です。
- (105 p) 教育委員会費 77 万 6 千円。

(105 p) 事務局費 5009 万 2 千円。職員の人件費が主なものです。  
(107 p) 奨学費 229 万円。  
(107 p) 学校管理費 1346 万 1 千円。主に、小学校施設管理に要する費用です。  
(109 p) 教育振興費 1515 万 1 千円。主には、補助教員等の賃金や就学援助事業の費用です。  
(110 p) 学校管理費 1630 万 1 千円。主に、中学校施設管理に関する費用です。  
(111 p) 教育振興費 1581 万 9 千円。補助教員等の賃金や就学援助の費用です。  
(112 p) 幼稚園費 5451 万 1 千円。幼稚園の運営に必要な費用です。  
(115 p) 社会教育総務費 2937 万 8 千円。職員の人件費他、各種団体への補助金が主なものです。  
(117 p) 社会教育施設費 1446 万 5 千円。図書館、資料館の管理費用が主なものです。  
(119 p) 保健体育総務費 1140 万 3 千円。職員の人件費が主なものです。  
(120 p) 体育施設費 5579 万 8 千円。憩ヶ丘運動公園施設管理費用です。  
(121 p) 学校給食費 4187 万 2 千円。共同調理場管理運営費用です。  
(124 p) 農地災害復旧費 1 万円。  
(124 p) 河川等災害復旧費 1 万円。  
(125 p) 元金 2 億 644 万 6 千円。借入金の返済分です。  
(125 p) 利子 1355 万 6 千円。借入金返済の利子分です。  
(126 p を読み上げて説明)  
(127 p) ふるさと応援基金費 1 億 5040 万円。ふるさと納税寄附を積み立てるものです。  
(128 p) 予備費 559 万円。  
説明は以上です。

○ 竹内 英樹 議長  
恒石企画振興課長。

○ 恒石 浩良 企画振興課長  
議案第 16 号平成 31 年度芸西村代替輸送事業特別会計予算についてご説明いたします。  
1 ページをご覧ください。(1 p を通読)  
6 ページをご覧ください。歳入です。  
(6 p) 代替輸送事業県補助金 412 万 4 千円。  
(7 p) 一般会計繰入金 178 万 5 千円。  
(8 p) 雑入 62 万 2 千円。運賃収入です。  
9 ページ、歳出。  
(9 p) 事業費 648 万 1 千円。主なものは、運行委託料 618 万 7 千円です。  
(10 p) 予備費 5 万円。

平成 31 年度の代替輸送事業特別会計予算は、3 月より新たな地域公共交通路線へと移行した、村内 3 路線と久重・道家地区へのデマンド運行路線に係る実証運行費用を計上しております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

○ 竹内 英樹 議長  
山本健康福祉課長。

○ 山本 裕崇 健康福祉課長。  
議案第 17 号を説明します。(平成 31 年度芸西村国民健康保険特別会計予算)  
1 ページをお願いします。(1 p を通読)  
7 ページをお願いします。(7 p ~24 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、平成 30 年度から国保制度改正に伴い、高知県と連携した予算を計上しております。円滑な事務運営並びに医療費抑制対策としまして、重症化予防事業への取り組みを行うこととしております。ご審議のほどよろしくお願いたします。

続きまして、議案第 18 号を説明します。(平成 31 年度芸西村介護保険事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

8 ページをお願いします。(8 p ~27 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、現状を踏まえた予算計上としております。高齢化に伴い要介護認定者、介護給付費は、年々増加傾向にあります。今後の高齢社会に備え、引き続き介護予防等に取り組むこととしております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

続きまして、議案第 19 号を説明します。(平成 31 年度芸西村後期高齢者医療特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~12 p を読み上げて説明)

本予算につきましては、後期高齢者広域連合と連携した予算を計上しております。主なものとしては、保険料一般会計繰入金、歳出では納付金を計上しております。ご審議のほどよろしく申し上げます。

○ 竹内 英樹 議長  
岡村産業振興課長。

○ 岡村 昭 産業振興課長  
議案第 20 号をご説明いたします。(平成 31 年度芸西村住宅新築資金等特別会計予算)  
(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~11 p を読み上げて説明)

31 年度予算の歳入では、県補助金助成事業費を見込んでおり、年度末に補助金受入れ後には、一般会計へ繰出金として支出するよう、予算計上しております。よろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長  
松本土木環境課長。

○ 松本 巧 土木環境課長  
議案第 21 号について説明をいたします。(平成 31 年度芸西村簡易水道事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p を読み上げて説明)

続きまして、7 ページ。歳入でございます。(7 p ~17 p を読み上げて説明)

簡易水道事業特別会計の平成 31 年度予算は、通常の給水費維持管理経費に加えまして、水道料金システムの改修費用と、新設改良事業では北組と長谷寄の老朽管布設替工事が主な事業となっております。

続きまして、議案第 22 号についてご説明をいたします。(平成 31 年度芸西村下水道事業特別会計予算)

1 ページをお願いします。(1 p を通読)

6 ページをお願いします。(6 p ~11 p を読み上げて説明)

下水道事業の平成 31 年度予算は、長寿命化工事や環境整備の完了に伴いまして、下水道施設の維持管理経費が主なものとなっております。また、31 年度は浄化センター中継ポンプ場等の維持管理契約の更新の年となり、事業者の選定の上、新たに 3 年間の継続契約を結ぶ予定となっております。ご審議のほどよろしく願いいたします。

○ 竹内 英樹 議長  
以上で一括上程議案の説明を終わります。

#### 《日程第 4》

○ 竹内 英樹 議長  
日程第 4、議案第 1 号平成 30 年度芸西村一般会計補正予算(専決第 3 号)の承認についてを議題にします。これから質疑を行います。

質疑はありませんか。  
質疑なしと認めます。  
質疑がないようですので、質疑を終わります。  
これから討論を行います。討論はありませんか。  
討論なしと認めます。  
これで、討論を終わります。  
これから議案第1号を採決します。  
本案は原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。  
全員挙手です。  
従って、議案第1号は原案のとおり承認することに決定しました。

#### 《散会》

○ 竹内 英樹 議長

以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしました。本日はこれをもって散会いたします。

[11:07 散会]